

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人山形大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

○電気の供給に係る契約

小白川キャンパスについて、事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格者を制限する一般競争入札（裾切り方式）を1件実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会資料を基に、温室効果ガス等の削減に配慮した契約を推進するよう学内に周知を図った。